

岐南町告示第139号

令和4年第4回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月21日

岐南町長 小島英雄

記

1. 期日 令和4年11月30日  
1. 場所 岐南町議会議場



○議事日程

令和4年11月30日（水） 第1日

- |     |                |   |
|-----|----------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |   |
| 第 2 | 会期の決定について      |   |
| 第 3 | 承認第 4号         | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和4年度岐南町一般会計補正予算について)   |
| 第 4 | 承認第 5号         | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和4年度岐南町水道事業会計補正予算について) |
| 第 5 | 議案第37号         | 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 第 6 | 議案第38号         | 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について     |
| 第 7 | 議案第39号         | 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について            |
| 第 8 | 議案第40号         | 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                  |
| 第 9 | 議案第41号         | 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 第10 | 議案第42号         | 岐南町手数料条例の一部を改正する条例について                        |
| 第11 | 議案第43号         | 岐南町重度心身障がい者福祉手当条例を廃止する条例について                  |
| 第12 | 議案第44号         | 岐南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について                 |

- |     |        |   |
|-----|--------|---|
| 第13 | 議案第45号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う<br>関係条例の整理に関する条例について |
| 第14 | 議案第46号 | 岐南町南町民センターの指定管理者の指定につい<br>て                 |
| 第15 | 議案第47号 | 令和4年度岐南町一般会計補正予算について                        |
| 第16 | 同意第5号  | 岐南町固定資産評価員の選任同意について                         |
| 第17 | 陳第1号   | 北小学校グラウンドに関する陳情について                         |



○諸般の報告

1. 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和4年9月、10月、11月の例月  
出納検査を執行した結果の報告



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名	
1番	長谷川 淳 君
2番	村山 博司 君
3番	松本 暁大 君
4番	三宅 祐司 君
5番	後藤 友紀 君
6番	松原 浩二 君
7番	櫻井 明 君
8番	渡邊 憲司 君
9番	木下 美津子 君
10番	岩田 晴義 君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町		長	小島 英雄 君
副	町	長	傍島 敬隆 君
教	育	長	野原 弘康 君

会 計 管 理 者	井 上 哲 也 君
総 務 部 長	小 関 久 志 君
総 合 政 策 部 長	三 輪 学 君
福 祉 部 長	中 村 宏 泰 君
土 木 部 長	安 田 悟 君
住 民 部 長	堀 場 康 伸 君
総 務 課 長	記 野 雅 之 君
財 政 課 長	服 部 貴 司 君
総 合 政 策 課 長	摂 田 真 広 君

◇

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	岩 田 恵 司
書 記	朝 倉 修 一

◇

開会

午前10時1分 開会

○議長（後藤友紀君） ただいまから2022年（令和4年）第4回岐南町議会定例会を開会します。

◇

○議長（後藤友紀君） 日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和4年9月、10月、11月の例月出納検査を執行した結果の報告がありましたので、お手元に配付した報告書の写しによりご承知を願います。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◇

開議

○議長（後藤友紀君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

◇

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において1番長谷川 淳議員、2番 村山博司議員の両名を指名します。

---

第2 会期の決定について

○議長（後藤友紀君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間と定めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間と決定しました。

---

第3 承認第4号から第9 議案第41号まで

○議長（後藤友紀君） 日程第3、承認第4号から日程第9、議案第41号を一括し議題とします。

---

（議案掲載省略）

---

○議長（後藤友紀君） この7案件に対する提出者の説明を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、令和4年度岐南町一般会計補正予算専決第1号により、令和4年10月21日付で専決処分いたしましたもので、歳入歳出それぞれ2億6,544万2,000円を増額し、歳入歳出ともに100億5,895万4,000円にいたしましたものでございます。

歳出の内容につきましては、総務費におきまして、上水道料金月額2,000円を上限に、4か月分の減免事業に係る上水道事業補助金6,768万7,000円を増額、民生費におきましては、住民税非課税世帯へ5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費1億1,645万6,000円、18歳までの子供を養育する子育て世帯へ1世帯1万5,000円を給付する子育て世帯負担軽減給付金給付事業費4,471万2,000円を増額、衛生費におきまして、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種に係る接種体制確保事業費3,658万7,000円を増額させていただいたものであります。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,887万2,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,150万7,000円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金1億1,050万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金595万6,000円、新

型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金613万5,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金158万円の増額、県支出金として、子育て世帯負担軽減給付金給付事業費補助金4,069万5,000円、子育て世帯負担軽減給付金給付事務費補助金401万7,000円の増額、繰越金として1,618万円を増額し、財源といたしたものでございます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、令和4年度岐南町水道事業会計補正予算専決第1号により、令和4年10月21日付で専決処分いたしましたもので、コロナ禍におけるエネルギー、食料品価格等、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援するため、水道料金の軽減を行うものでございます。

内容といたしまして、営業収益において水道料金を軽減することに伴い給水収益が6,768万7,000円減額となり、この減少分を営業外収益において一般会計から他会計補助金として同額の6,768万7,000円を計上させていただきたいものでございます。

議案第37号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院の勧告がなされたことを受け、民間の支給割合との均衡を図るため、特定任期付職員の給料及び期末手当について改正を行うものでございます。

なお、本町において改正の内容に該当する職員はいませんが、国の制度改正に合わせてあらかじめ改正しておくものでございます。

議案第38号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院の勧告がなされたことを受け、期末手当について民間の支給割合との均衡を図るため改正するものでございます。

主な内容につきましては、期末手当を年間0.1か月分引き上げ、4.3か月を4.4か月といたすものでございます。

今年度におきましては、第1条関係として0.1か月分を12月に上乘せして支払い、第2条関係としまして令和5年度以降の支給割合4.4か月を6月と12月に均等に分けて支払うものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係を令和5年4月1日から施行するものであります。

議案第39号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院の勧告がなされたことを受け、期末手当について民間の支給割

合との均衡を図るため改正するものでございます。

主な内容につきましては、期末手当を年間0.1か月分引き上げ、4.3か月を4.4か月といたすものでございます。今年度におきましては、第1条関係として0.1か月分を12月に上乗せして支払い、第2条関係としまして令和5年度以降の支給割合4.4か月を6月と12月に均等に分けて支払うものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係を令和5年4月1日から施行するものであります。

議案第40号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院の勧告がなされたことを受け、給料表及び勤勉手当の改正を行うものでございます。

主な内容でございますが、第1条関係の給料表の改定におきましては、令和4年4月1日から民間給与との較差を解消するため、初任給について、大学卒業程度では3,000円、高校卒業の者で4,000円を引き上げるとともに、若年層の俸給についても引き上げるものでございます。また、期末・勤勉手当について、年間で合わせて0.1か月分を引き上げ、4.3か月を4.4か月とするもので、引き上げ分を勤勉手当に配分し、今年度につきまして12月に上乗せして支払うものでございます。第2条関係といたしまして、令和5年度以降の期末・勤勉手当の支給割合4.4か月を6月と12月に均等に分けて支払うものでございます。

なお、この条例は、第1条関係を公布の日から施行し、第2条関係を令和5年4月1日から施行するものであります。

議案第41号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、人事院の勧告がなされたことを受け、民間給与との較差を解消するため、会計年度任用職員に係る給料表等の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

○議長（後藤友紀君） 以上で説明は終わりました。

議案第37号から議案第41号までの5案件につきましては、議員、特別職及び職員等の期末手当及び給与に関する条例改正の議案ですが、期末手当の基準日が12月1日であることから、これらの5条例は11月中旬に改正が必要な案件であります。よって、これら5案件につきましては、本日採決いたします。

最初に、議案第37号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決します。議案第37号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第37号 岐南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決します。議案第38号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第38号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決します。議案第39号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第39号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第40号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長(後藤友紀君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第40号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第40号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長(後藤友紀君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第41号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第41号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



第10 議案第42号から第16 同意第5号まで

○議長(後藤友紀君) 次に、日程第10、議案第42号から日程第16、同意第5号までの7案件を一括し、議題とします。

(議案掲載省略)

○議長(後藤友紀君) この7案件に対する提出者の説明を求めます。

小島英雄町長。



○町長（小島英雄君） 議案第42号 岐南町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、多様な決済手段が普及する中、住民の利便性の向上を図ることを目的として、各種証明書の交付手数料の支払い手段にキャッシュレス決済を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、令和5年3月1日から施行するものであります。

議案第43号 岐南町重度心身障がい者福祉手当条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

この制度開始当時は現行のような障害福祉サービスが存在しておらず、家庭内での家族による介護・監護が主流でございました。そのため、在宅生活を支援するために主に金銭給付を行っておりましたが、平成24年度の児童福祉法改正により放課後等デイサービス等、現物給付中心のサービスが開始されたことに伴い、当該手当は一定の役割を終えたものと判断いたしましたので、廃止するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第44号 岐南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、岐南町職員の定年等に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、定年を60歳から段階的に65歳へ引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第45号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、定年が引き上げられること等に伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

改正内容につきましては、10の条例改正と1つの条例廃止でございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第46号 岐南町南町民センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

岐南町南町民センターの指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。当該指定管理者の指定に当たっては、去る11月14日に開催しました指定管理者選定委員会において審査していただいた結果、岐南町徳田4丁目270番地 クリーン・ローズ 代表 葛谷小夜子が候

補者として適当であるという意見を受けましたので、指定をいたしたいものでございます。

なお、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で予定いたしております。

議案第47号 令和4年度岐南町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2億1,366万5,000円（2億1,407万2,000円 後刻訂正あり）を増額し、102億7,261万9,000円（102億7,302万6,000円 後刻訂正あり）にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、民生費におきまして、障害者自立支援給付費として4,176万1,000円、障害児通所等給付費として4,245万9,000円の増額、私立保育所委託費負担金1,055万6,000円の減額、私立幼稚園施設等利用費負担金1,661万7,000円の増額、衛生費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業支援金200万円の増額、商工費におきましては、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金として1,120万6,000円の増額、教育費におきましては、東、西小学校のトイレ改修工事をはじめとした施設改修事業費として1億6,853万3,000円、各小学校に係る増級対応及び新型コロナウイルス感染症対策備品購入費として257万2,000円、岐南中学校の止水栓バルブ修繕工事費として246万4,000円、増級対応及び新型コロナウイルス感染症対策備品購入費として128万円の増額、また各費目にわたり人件費の精査及び価格高騰に伴う光熱水費の増額をいたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金の主なものとしまして、子育てのための施設等利用給付交付金830万8,000円、障害者自立支援事業費等負担金4,210万9,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,110万円、学校施設環境改善交付金5,103万8,000円の増額、県支出金としまして、障害者自立支援事業費等負担金2,105万4,000円、子育てのための施設等利用給付交付金415万4,000円、寄附金としまして、保健衛生総務費寄附金10万円、保健事業費寄附金50万7,000円の増額、繰越金としまして、591万4,000円（632万1,000円 後刻訂正あり）の増額、町債としまして、小学校施設環境改善事業債8,200万円を増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、第2条繰越明許費におきましては、東・西小学校に係る施設改修事業につきまして、年度内での事業完了が見込めないため、予算を繰り越して執行できるように計上させていただきました。

次に、第3条債務負担行為の補正におきましては、令和5年度から令和7年度を事業期間とした、南町民センター指定管理者の指定事業に係る限度額を計上いたすもの

でございます。

また、第4条地方債の補正におきましては、東・西小学校のトイレ改修事業に係る地方債を追加計上いたしたいものでございます。

同意第5号 岐南町固定資産評価員の選任同意についてご説明申し上げます。

地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者の中から、議会の同意を得て選任するものでございます。現在、税務課長の水崎孝志が選任されておりますが、長期療養のため不在となっており、今後滞りなく固定資産の適正な評価事務を行うため、新たに総務部長の小関久志を選任したいものであります。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（後藤友紀君） 会議を再開します。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 議案第47号について、数字が違っておりましたので、訂正して、再度議案を提出させていただきます。

議案第47号 令和4年度岐南一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2億1,407万2,000円を増額し、102億7,302万6,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、民生費におきまして、障害者自立支援給付費として4,176万1,000円、障害児通所等給付費として4,245万9,000円の増額、私立保育所委託費負担金1,055万6,000円の減額、私立幼稚園施設等利用費負担金1,661万7,000円の増額、衛生費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業支援金200万円の増額、商工費におきましては、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金として1,120万6,000円の増額、教育費におきましては、東・西小学校のトイレ改修工事をはじめとした施設改修事業費として1億6,853万3,000円、各小学校に係る増級対応及び新型コロナウイルス感染症対策備品購入費として257万2,000円、岐南中学校の止水栓バルブ修繕工事費として246万4,000円、増級対応及び新型コロナウイルス感染症対策備品購入費として128万円の増額、また各費目にわたり人件費の精査及び価格高騰に伴う光熱水費の増額をいたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金の主なものとしまして、子育てのた

めの施設等利用給付交付金830万8,000円、障害者自立支援事業費等負担金4,210万9,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,110万円、学校施設環境改善交付金5,103万8,000円の増額、県支出金としまして、障害者自立支援事業費等負担金2,105万4,000円、子育てのための施設等利用給付交付金415万4,000円、寄附金としまして、保健衛生総務費寄附金10万円、保健事業費寄附金50万7,000円の増額、繰越金としまして、632万1,000円の増額、町債としまして、小学校施設環境改善事業債8,200万円を増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、第2条繰越明許費におきましては、東・西小学校に係る施設改修事業につきまして、年度内での事業完了が見込めないため、予算を繰り越して執行できるよう計上させていただきました。

次に、第3条債務負担行為の補正におきましては、令和5年度から令和7年度を事業期間とした、南町民センター指定管理者の指定事業に係る限度額を計上いたすものでございます。

また、第4条地方債の補正におきましては、東・西小学校のトイレ改修事業に係る地方債を追加計上いたしたいものでございます。



#### 第17 陳第1号

○議長（後藤友紀君） 続きまして、陳第1号北小学校グラウンドに関する陳情について、議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（岩田恵司君） 北小学校グラウンドに関する陳情についてご説明申し上げます。

陳情書の趣旨は、1つ目、水はけの悪い箇所のぬかるみ、草が繁茂するようになったグラウンドの整備、2つ目、グラウンドに埋設され、使用されていないスプリンクラー設備の撤去、3つ目に、良好な環境を維持し、利用者が快適に使用できるように適切な管理です。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 以上で提案説明は終わりました。



#### 休会

○議長（後藤友紀君） お諮りします。

明日から12月5日までの5日間は議案精読のため休会とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、明日から12月5日までの5日間は休会と決定しました。12月6日午前10時から会議を開きます。

—————◇—————

散会

○議長（後藤友紀君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会とします。

午前10時33分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後藤友紀

岐南町議会議員

長谷川 淳

岐南町議会議員

村山博司

